

完了検査申請書には工事写真の添付が必要です

(建築士の工事監理による検査の特例を受ける場合のみ)

山形県村山総合支庁建設部建築課
審査指導担当 TEL023(621)8235

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者によって、設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、建築主事により委任を受けた職員による工事に係る書類等の検査^{*}が、不要になる特例があります。

※ 工事に係る書類等の検査とは、鉄筋・木材・仕口金物等の品質証明、コンクリートの強度試験結果報告書、防火設備の認定証、設備機器の性能表 等があります。

ただし、検査の特例を受けるためには、建築基準法施行規則第4条の規定により、完了検査申請書に、次の3つの工程の工事終了の状況が確認できる工事写真を添付する必要があります。(次ページを参考に、代表部位を提出してください。)

① 鉄筋コンクリート造の基礎の配筋の工事終了時

(底板、立上りの配筋間隔及び基礎に埋込むボルト類が確認できる工事写真)

② 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時

(平成12年建設省告示第1460号(木造軸組工法の場合)、平成13年国土交通省告示第1540号(枠組壁工法の場合)等の基準に適合するボルト、釘、金物等が施工されていることが確認できる工事写真)

③ 屋根の小屋組の工事終了時

(梁、桁、母屋、垂木の接合金物が確認できる工事写真)

写真の添付がない場合は、検査の特例が適用されないため、建築基準関係規定に適合することを確認するために必要な、全ての設計図書の提出に加えて、工事に係る書類等の検査を受けることになります。

【根拠規定】建築基準法

(建築物に関する検査の特例)

第7条の5 第6条の3第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事(同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものに限る。)に対する第7条から前条までの規定の適用については、第7条第4項及び第5項中「建築基準関係規定」とあるのは「前条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」と、第7条の2第1項、第5項及び第7項、第7条の3第4項、第5項及び第7項並びに前条第1項、第3項及び第7項中「建築基準関係規定」とあるのは「第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」とする。

建築基準法施行規則(抜粋)

(完了検査申請書の様式)

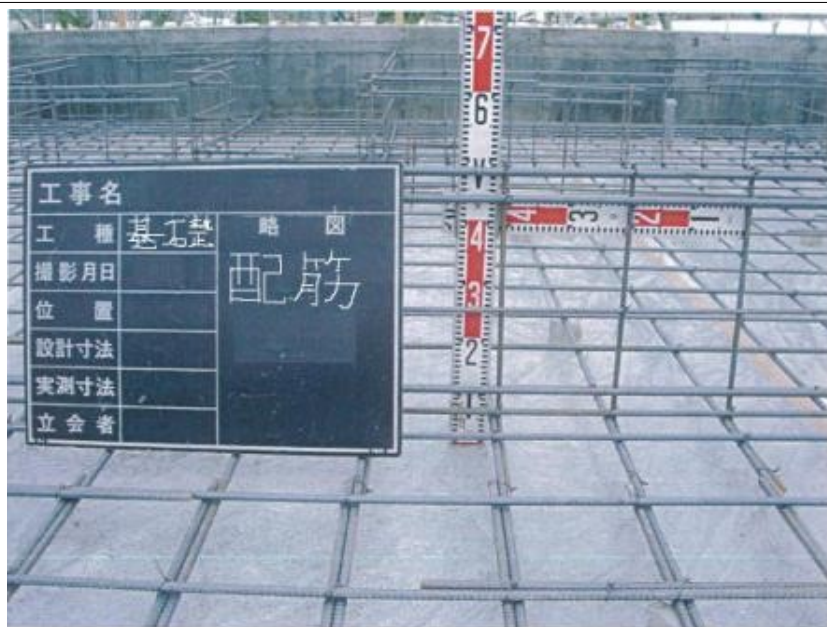
第4条 法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 (省略)

二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)



基礎配筋完了
底板部



基礎配筋完了
立上り部



基礎配筋完了
検査状況
アンカーボルト及びHD金物
用ボルト設置状況



主要な軸組み完了
下部



主要な軸組み完了
上部



耐力壁完了
釘間隔



小屋組み完了
火打ち、仕口部



小屋組み完了
継手、仕口部



小屋組み完了
軒先部

工事名	新築工事
工種	木造
位置	軒先 小屋組
設計寸法	
実測寸法	